３　地域連携拠点機能

他の認知症疾患医療センター及び大阪市認知症疾患医療センター連携協議会（認知症疾患医療センター、地域包括支援センター、地域医療の代表等で構成する協議会）等との連携・協力体制の下で、認知症の地域連携拠点として取り組む方針について記入してください。

(1)　地域連携の推進

|  |
| --- |
| 地域包括支援センターほか、地域における認知症の人の支援機関との連携方針 |
|  |

(2)　認知症施策への関与

|  |
| --- |
| 認知症初期集中支援推進事業（認知症初期集中支援チーム・認知症地域支援推進員）などの認知症施策の推進への関与 |
|  |

(3)　他の認知症疾患医療センターとの連携

|  |
| --- |
| エリア内の他の認知症疾患医療センターとの協力体制及び連携方針 |
|  |

(4)　 情報発信及び普及啓発等

|  |
| --- |
| 地域への認知症医療に関する情報発信（※１）、認知症に関する理解を促す普及啓発（※２）等の取組方針 |
|  |

※１　認知症疾患医療センターであることを示すリーフレットの作成・配付やインターネットホームページ等への掲載を含む。

※２　一般、自治体、公共団体向けリーフレットや書籍等の作成、監修などの協力を含む。

(5)　 研修会の開催

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 認知症医療従事者、地域包括支援センター職員、認知症患者の家族その他地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修の取組方針 | | |
|  | | |
| 研修会の開催（※１） | 対象者 | 年度見込 |
| 医療従事者 | 件 |
| （うち、かかりつけ医） | 件 |
| 地域包括支援センター職員等 | 件 |
| 家族・地域住民等 | 件 |
| 他の実施主体による研修会への協力・講師派遣（※２） | | 件 |

※１　地域連携推進のために自施設が主催するもの（行政・医師会等との共催を含む。）を記載してください。

※２　大阪府内で開催される研修会のみを対象とします。なお、地域ケア会議や地域連携会議への参加を含むものとします。